

申請の要件	7 高圧ガスの輸入検査
申請に関する説明	高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、市長が行う検査を受ける必要があり、これらが技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはなりません。ただし、高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第22条第1項
関係条項	第22条第4項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第45条の3、第46条、第47条及び第99条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第45条の3、第45条の4及び第46条 ・冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第31条の3、第32条及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号）
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） （令和2年8月6日20200715保局第1号）
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額